

# 公共建築物等における木材の利用の促進 に関する法律案（仮称）について

## I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図るため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物等における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物等の整備の用に供する木材の製造を業として行う者の登録制度を設ける等の措置を講ずる。

## II. 法案の内容

### 1 国の責務

国は、公共建築物等における木材の利用に関する人材の育成、技術の開発等の施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物等とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物（公共建築物）
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

### 2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

### 3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

### 4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

### 5 木材製造業者の登録等

- (1) 公共建築物等の整備の用に供する木材の製造を業として行う者は、農林水産大臣の登録を受けることができる。
- (2) 登録木材製造業者でない者は、登録木材製造業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

## III. 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



# 公共建築物等における木材利用の促進スキーム

## ＜農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定＞

- 具体的なターゲットと国自らの目標の設定（率先垂範）

低層の公共建築物については  
原則として全て木造化を図る

## 木材利用促進のための支援措置の整備

### ＜法律による措置＞

- 公共建築物等に適した木材を提供できる木材製造業者の登録制度を創設

公共建築物等に適した  
木材の供給体制を整備

### ＜木造化基準の整備＞

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に普及

### ＜予算による支援＞

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
- 展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物等の整備等を支援

等

## 具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

- ・公共建築物等における木材利用拡大（直接的効果）
- ・一般建築物における木材利用の促進（波及効果）

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進